

徳島県地方創生推進員（徳島県会計年度任用職員）募集要領

1 応募資格

次の全ての条件を満たす者

- (1) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
- (2) 次の(ア)、(イ)いずれかに該当する方
 - (ア) 現在県外在住の方で、徳島県への移住*・定住を希望しており、採用決定後、一ヶ月以内に徳島県内に住民票を異動できる方
(*転勤や進学等に伴う一時的な転入は除きます。)
 - (イ) 「リスタート!新しいとくしま暮らし支援金」の交付申請を行う方のうち、県が確認し対象と認めた方
(ただし「地域おこし協力隊」については(ア)に該当する者に限る)
- (3) 地方創生の推進に理解と意欲があり、誠実に職務を遂行できる者
- (4) 各業務に必要な資格・経験を有していること

2 身分及び業務内容

地方公務員法第22条の2（令和2年4月1日施行）に規定する会計年度任用職員として、地方創生に資する業務に従事していただきます。

募集業務の内容は、別紙「令和2年度徳島県地方創生推進員募集業務一覧」を御覧ください。なお、一部業務は、「徳島県版地域おこし協力隊」として募集します。

3 任用期間

任用時から令和3年3月31日まで

※任用後、原則として1月間は条件付採用期間です。

※期間満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用される場合があります。ただし、4回（連続する5会計年度）に限ります。

4 勤務条件等

標準的な勤務条件は次のとおりですが、業務により異なる場合があります。

※詳細は、別紙「令和2年度徳島県地方創生推進員募集業務一覧」を御覧ください。

勤務場所：県の関係機関（万代庁舎、東部各局、各総合県民局など）

所定労働日数：原則として、週5日（応相談）

勤務時間：原則として、1日5時間45分（応相談）

（休憩時間60分）※原則、超過勤務なし。

休日：原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

休暇：年次有給休暇（任用期間、勤務日数に応じて付与）、産前産後休暇、育児時間休暇、生理休暇、子の看護休暇 等

報酬：日額5,400円程度

(現在の規定における令和2年4月1日時点の額であり、改定する場合があります。)

その他手当：期末手当，通勤に係る費用弁償等

※いずれも一定条件を満たした場合に支給

社会保険：健康保険，厚生年金保険，雇用保険

災害補償（勤務場所や勤務期間等に応じて，労災保険，議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例，地方公務員災害補償基金のいずれかにより補償されます。）

コンプライアンス等：会計年度任用職員は，正規職員と同じく，コンプライアンス基本方針を遵守しなければならないほか，一般職の地方公務員であることから，秘密を守る義務，職務に専念する義務などの地方公務員法の規定が適用されます。

5 選考方法

(1) 応募用紙により，移住の意思や応募資格を確認します。

※徳島県版地域おこし協力隊として募集する業務においては、企画提案書の確認を行います。

(2) 個別面接等により，業務への適性等を確認します。

6 面接日時・場所

応募者に個別に連絡します。

(面接は，原則として徳島県内で実施します。)

7 応募手続

(1) 申込方法

(ア) 受付期間

令和2年3月13日（金曜日）から令和3年3月31日（水曜日）までの随時

※受付期限後の申し込みは受付しませんので，十分注意してください。

(イ) 提出書類

ア 履歴書（徳島県指定様式。顔写真を添付してください。）

イ 応募用紙

ウ 企画提案書 ※徳島県版地域おこし協力隊として募集する業務のみ

(ウ) 提出方法

ア メールによる申込み

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、「10」の提出先まで，メールで提出してください。

なお，提出いただく際，メールの件名を「【応募】地方創生推進員」としてください。

イ 郵送による申し込み

封筒の表に「徳島県地方創生推進員（徳島県会計年度任用職員）申込」と
朱書きし、必ず「書留郵便」により「10」の提出先に郵送してください。
ウ 持参による申し込み

8 選考結果の通知

面接審査終了後、1週間程度で文書で通知します。
（合格者には電話でも連絡を行います）

9 その他

応募者に係る個人情報については、適切に管理し、本件以外には一切利用しません。

10 提出先（連絡先）

徳島県政策創造部とくしま回帰推進課移住交流担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話番号（088）621-2701 ファクシミリ（088）621-2710

電子メール tokushimakaikisuishinka@pref.tokushima.jp